

地域別最低賃金額改定の目安に対する意見

令和 3 年 7 月 21 日

広島県商工会議所連合会
広島県商工会連合会
広島県中小企業団体中央会
広島県経営者協会

中央最低賃金審議会は、今年度の最低賃金について地域の状況（A～Dランク）を加味せず、全国一律で 28 円（3.1%）を目安に引き上げるよう厚生労働大臣に答申した。

最低賃金は全ての企業に一律に強制力をもって適用されることから、長引くコロナ禍により飲食業や宿泊業を中心に極めて厳しい業況の企業が多い今年度については、なお事業の存続と雇用の維持を最優先にすべき状況であることを踏まえ、全国団体を通じて「現行水準を維持」することを強く主張してきた。

昭和 53 年度の目安制度開始以降で最高額となる大幅な引上げとなったことは極めて残念であり、到底納得できるものではない。中小企業・小規模事業者の窮状、とりわけ困窮している飲食業や宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ない。多くの経営者的心が折れ、事業継続に支障をきたし、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念する。

中央最低賃金審議会は本来、各種指標やデータに基づき、公労使による真摯な議論によって、納得感のある結論を導き出すべき場であるが、今回、「骨太の方針」に記載された最低賃金引上げの政府方針を追認するような結論となつたことは、審議会及び最低賃金決定の方自体に疑問を抱かざるを得ない。

今後行われる広島地方最低賃金審議会において、県内の中小企業・小規模事業者や地域経済の窮状をしっかりと考慮した検討が行われることを切に願うとともに、政府はコロナ禍の影響に苦しむ中小企業・小規模事業者への支援や雇用対策に万全を期していただくことを希望する。

以上